

令和2年 第10回農業委員会総会 議事録

1. 日 時	令和2年10月9日（金）午前9時30分～		
2. 場 所	にかほ市役所 第1会議室		
3. 委員総数	12名		
4. 出席した委員（11名）	2番 佐藤 直	3番 須藤孝子	
	4番 巴 朋之	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男
	7番 佐藤久美子	8番 齋藤久江	9番 森 榮一
	10番 加藤朋光	11番 遠藤 豊	12番 小林 豊
5. 欠席した委員（1名）	1番 須田貴志		
6. 総会議長	会長 小林 豊		
7. 会議録署名委員	5番 齋藤勝義	6番 齋藤文男	
8. 出席した事務局職員	事務局長 佐々木和則	副主幹班長 小森俊英	
	副主幹 三浦利枝		
9. 議事日程	第1 会議録署名委員の指名		
	第2 会議書記の指名		
	第3 会期の決定		
	第4 諸般の報告		
	第5 議案審議		
報告第18号	農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について ・・・【1件】		
議案第29号	農地法第3条の規定による賃借権設定の件について ・・・【1件】		
議案第30号	農地法第3条の規定による所有権移転の件について ・・・【1件】		

議案第 3 1 号 農地法第 5 条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について . . .【 1 件】

議案第 3 2 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について . . .【 5 件】

議案第 3 3 号 にかほ市農業振興地域整備計画変更案に対する意見について . . .【 2 件】

◆事務局長 ただ今より、令和 2 年第 1 0 回農業委員会総会を開催いたします。はじめに、会長よりご挨拶をお願いいたします。  
(開会 午前 9 時 3 0 分)

◇会長 【 会長挨拶 】

◇議長 それでは審議に入る前に欠席者を報告します。1 番 須田貴志委員から欠席の届け出がありました。  
ただ今の出席委員は、委員総数 1 2 名中 1 1 名です。出席委員は過半数に達しております。よって本日の会議は成立いたしました。

◇議長 日程第 1 会議録署名委員の指名を行います。  
5 番 齋藤勝義委員、6 番 齋藤文男委員の両名をお願いいたします。

◇議長 日程第 2 会議書記を指名いたします。  
会議書記には、本日出席の事務局職員を指名いたします。

◇議長 日程第 3 会期の決定の件を議題といたします。  
会議の会期は、本日 1 日限りと決定してご異議ございませんか。

. . . 〈異議なしの声あり〉 . . .

◇議長 ご異議ないようですので、会期は本日 1 日限りといたします。

◇議長 日程第 4 諸般の報告

【 詳細に説明 】

◇議長

日程第5 議案審議に入ります。

◇議長

報告案第18号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について上程します。事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の3頁をお開きください。報告第18号につきましては、借受人が高齢による労力不足に伴い経営規模を縮小することでの合意解約であります。なお、借受人におかれましては、借入農地はなくなりすべて自作地ということになります。

◇議長

報告第18号の説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、報告第18号については同意することに決定してご異議ございませんか。

・・・〈異議なしの声〉・・・

◇議長

ご異議ないものと認め、同意することに決定いたします。

◇議長

次に議案第29号農地法第3条の規定による賃借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の4頁をお開きください。議案第29号につきましては、譲渡人が農業を廃止したことから、譲渡人から譲受人が自宅近くの農地を借り受けして効率良く耕作したいということでの賃借権の設定であります。

それぞれの契約条件並びに受人の経営状況は議案に記載の通りであり、どちらも農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

議案第29号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第29号については

許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

議案第30号農地法第3条の規定による所有権移転の件について説明を求めます。

◆事務局長

議案書の5頁をお開きください。議案第30号につきましては、受人の稲作経営の拡大に伴う売買による所有権移転であり、金額は全部で■■■■円であります。受人の経営状況については、議案に記載のとおりであり、農地法第3条第2項のいずれにも該当しないため、許可要件の全てをみなしていると考えます。

◇議長

議案第30号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第30号については許可することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可することに決定いたします。

◇議長

次に議案第31号農地法第5条の規定による使用目的変更に伴う賃借権設定の件について説明を求めます。

◆事務局長

議案第31号につきましては、議案書の6頁からで、付近の位置図及び公図等は14頁から16頁に掲載されています。申請地は、にかほ市平沢字堺田地内の市道天ヶ町・堺田線、通称すずらん通りと平沢方面から仁賀保中学校に向かう市道平沢・小出2号線が交差する地点のすぐ北側に位置しており、土地の表示につきましては、平沢字堺田地内の地目が田の農地568㎡であります。現況としては、保全管理農地と判断しております。申請者は、市が発注する下水道管工事において推進工法を採用するにあたり、埋設する管路の始点と終点の位置に縦穴を

設け、その穴の中に大型機械を設置しそれに掘削機を連結して横に押し込んで土を削って下水管を埋設するものですが、申請地はその始点側の縦穴を設けて工事をする作業ヤードとして使用するための一時転用であります。農地区分については第1種農地であり、農地転用は原則不許可であります。工事箇所隣接する農地であり、他に代わる用地の確保は不可能であることと、また工事等の一時的な利用でありますので、農地法の不許可の例外として認められております。現地につきましては、事務局職員が遠藤豊委員及び由利地域振興局職員とそれぞれ確認しております。

◇議長

議案第31号の説明が終わりました。ご質問、ご意見はございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第31号については許可することに、賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、許可相当の意見を付して知事に進達することに決定いたします。

◇議長

次に、議案第32号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定についてを上程します。議案すべて一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

市長より農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による、農用地利用集積計画の決定を求められております。

利用権の設定の計画が5件でありまして、賃借権の新規が3件、再設定が2件、利用権設定の総面積は16,617㎡であります。以上の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を全て満たしております。

それでは議案書の18頁からです。

議案第32号-1と2は、どちらも賃借権の再設定であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第32号-3は賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第32号-4は農地中間管理機構を利用するものであり、賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

議案第32号-5は農地中間管理機構を利用するものであり、解除条件付き賃借権の新設であります。契約条件並びに受人の経営状況は、議案に記載のとおりであります。

◇議長

議案第32-1から5のすべて説明が終わりました。ご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長

ご質問、ご意見ないようですので、議案第32-1から5については、原案どおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長

挙手全員ですので、原案どおり承認することに決定致します。

◇議長

次に議案第33号にかほ農業振興地域整備計画変更案に対する意見について上程します。2件ありますが一括して事務局の説明を求めます。

◆事務局長

それでは、議案書の20頁からでございます。議案第33号につきましても、2件のにかほ農業振興地域整備計画変更案に対して意見を求められているものであります。にかほ農業振興地域整備計画では、農業振興を図る地域として、「農用地区域」を設定しており、その農用地区域内の農地を転用する場合は、農業振興地域整備計画の変更が必要となります。

1つ目につきましては、その農業振興地域の農用地区域からの除外に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、25頁に位置図を掲載しております。当該地の農用地区域からの除外の目的につきましては、三森字午ノ浜地内にある既存のグループホーム事業施設に隣接する農地に、障がい共同生活援助施設(グループホーム)の建設及び職員駐車場を造成するためであります。申請地は、にかほ市三森字午ノ浜■■■■と■■■■の地目が田で、面積は1,476㎡であります。また議案書24頁に農用地利用計画変更要件検討表を掲載しておりますが、申請地は既存のグループホーム事業施設の増設部分

として隣接しており、事業拡大の計画であることから、計画上必要な土地であり、建設規模や従業員数等の駐車場用地から除外規模は適当であると判断しているところです。他の候補地についても比較・検討しておりますが、土地の造成費が高額であることや市道を挟むことなどから既存グループホーム事業施設と一体的に利用できないなど費用や位置的な理由から他に要件を満たす用地がないものと判断しております。また当該地は小規模に連たんする農地の南端にあるため、除外に伴う周辺の農地の集団化や農用地利用の集積及び水路等の土地改良施設等に支障をおよぼすおそれがないことから当該地を選定したものであります。以上、農用地から除外するに当たっては、24頁に掲載している農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の1号から5号までの除外の5つの要件すべてを満たしているものと判断するものであります。

次に議案第33号の2つ目についてですが、議案書の26頁からでございます。これについては、農業振興地域の農用地区域への編入に係る変更案に対して意見を求められているものでありまして、象潟前川地区ほ場整備事業計画において、新たに農用地区域に含める土地として農地中間管理機構関連農地整備事業区域の対象とするため、1件 56,082.41㎡を編入するものとなっております。30頁の農振白地取り込み位置図をお開きください。これは象潟前川地区ほ場整備の計画区域であります。その中央を赤線で縦断しているのが、象潟川及びその沿線の市道象潟前川線でありまして、北端が前川集落周辺の地区界から南端は象潟中学校周辺の地区界までの計画区域であります。その中で今回青色部分が新たに農用地区域に含める土地であります。27頁から29頁に除外する土地の地番や編入の理由等を記載しております。説明は以上でございます。

◇議長

暫時の間、休憩とします。（午前9時45分）

◇議長

再開します。（午前9時47分）

◇議長

議案第33号の2件の説明が終わりました。初めに議案第33号の1件目の障がい共同生活援助（グループホーム）施設の建設及び職員駐車場造成のための変更案にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 それでは、ご質問、ご意見等無いようですので、議案第33号の1件目の変更案に同意することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長 次に議案第33号の2件目の農地中間機構関連ほ場整備事業区域の変更案にご質問、ご意見等ございませんか。

・・・〈なしの声あり〉・・・

◇議長 それでは、ご質問、ご意見等無いようですので、議案第33号の2件目の変更案に同意することに、賛成の方の挙手をお願いします。

・・・〈挙手全員〉・・・

◇議長 挙手全員ですので、同意することに決定し、変更案には特に異議ない旨の意見書を提出することといたします。

◇議長 以上をもって、本日の議事日程は全部終了しました。  
これをもちまして総会を閉会致します。ありがとうございました。

(閉会 午前9時52分)

本総会議事録は、にかほ市農業委員会会議規則第27条の規定によりこれを作成し、その次第に相違ないことを証明するために下記に署名押印する。

令和2年10月9日

会議録署名委員

総会議長 会長

委員 5番

委員 6番